

## 令和6年度 ひきこもり等地域理解促進事業実施要領

### 1 目的

ひきこもり・不登校等の問題の解決に向けて、家族会、自助グループ又は支援団体等(以下「団体」という。)が企画する講演会・研修会等の事業について、神奈川県立青少年センター(以下「青少年センター」という。)が共催事業として実施することで、団体の自主的な取組みの活性化及びひきこもり等の問題への地域住民や若者の理解促進を図ることを目的とする。

### 2 対象事業

対象事業は、次のとおり。

#### 区分① 家族会等地域団体活動促進事業

ひきこもり・不登校等困難を有する方やその家族の自助活動、また、その支援活動の促進につながるもの。

※地域住民の理解促進という当事業の目的に鑑み、団体の会員以外にも積極的に参加を促すこと。

#### 区分② ひきこもり等地域支援団体活動促進事業

ひきこもり・不登校等の問題についての地域住民への理解促進、若者への啓発につながるもの。

※団体の会員以外の参加がほとんど期待できない事業は対象外とする。

### 3 対象団体

対象団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 神奈川県に所在し、県内を活動拠点とする当事者、家族又は支援者で構成される団体であること。
- (2) 県立青少年センターの「支援団体整理票」により支援団体の登録をしている団体であること。
- (3) 共催事業終了後も継続的な活動が期待できること。
- (4) 営利を目的としない団体であり、政治・宗教活動が事業の内容に含まれないこと。

※「2 対象事業」のうち区分①については、家族会等、小規模な団体のみを対象とする。区分②については、団体の規模にかかわらず、ひきこもり・不登校等の問題に取り組むすべての団体を対象とする。

### 4 共催事業の決定

青少年センターと団体との共催により実施する事業は、次の手続きにより決定する。

- (1) 青少年センターとの共催事業の実施を希望する団体は「ひきこもり等地域理解促進事業計画書(様式1)」(以下「計画書」という。)を、青少年センター館長(以下「館長」という。)に提出する。
- (2) 館長が別に定める期限までに計画書の提出があったとき、館長は、予算の範囲内で対象事業を決定し、その結果を団体に通知する(様式2又は様式3)。

### 5 共催の承認を受けた団体の責務

- (1) 「神奈川県立青少年センター」との共催名義を使用し、明示すること。
- (2) チラシやホームページ等における広報の際には、「ひきこもり等地域理解促進事業」によるものである旨を明記すること。
- (3) 県機関窓口における広報用にチラシ類を100部以上、青少年センターに提供すること。※

- (4) 青少年センターホームページへの事業内容の掲載等、神奈川県が行う広報活動に協力すること。
- (5) 共催事業は、主催団体会員以外の県民の参加も可能なものとし、原則として参加費は無料とする。ただし、会場費・資料代等の実費負担はその限りではない。
- (6) 事業実施に伴う全ての業務(会場の確保、講師との調整等)は、共催の承認を受けた団体が行うものとする。
- (7) 事業の実施にあたって関係機関に対し許認可等の手続きが必要な場合は、承認を受けた者がその一切の事務を行うこと。
- (8) 事業内容に大幅な変更が生じる場合は、青少年センターと協議を行い、必要に応じて「ひきこもり等地域理解促進事業内容変更申請書(様式4)」を提出すること。
- (9) 事業終了後、原則として14日以内に「ひきこもり等地域理解促進事業 実施報告書(様式7)」を提出すること。

※事業区分①の団体については、提供部数について、別途青少年センターと協議の上決定する。

## 6 青少年センターの責務

- (1) 講師謝礼金の支出(原則として振り込みによる)業務を行う。
- (2) 団体より受領したチラシを、県機関等に配架する。

## 7 決定の変更、取消し等

- (1) 館長は、様式4を提出した団体に対して、その結果を団体に通知する。(様式5または様式6)
- (2) 館長は、共催事業として認めた者が次のいずれかに該当する場合は、共催の決定を取り消すことができる。なお、取消しに伴う損失補償及び損害賠償の責任は負わないものとする。
  - ア 共催の条件に違反したとき。
  - イ 事業の目的を逸脱する行為又は事業内容に虚偽の申請があったとき。

## 8 その他

この要領に定めのない事項については、館長及び団体双方の協議により決定するものとする。